

入札公告

下記委託業務について、条件付き一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 5 月 22 日

桜井市長 松井 正剛

1.競争入札に付する事項等

- (1) 委託業務名 桜井市指定収集袋及び粗大ごみ収集利用券受注及び保管配送業務
- (2) 委託番号 環総委第 1 号
- (3) 委託概要 桜井市指定収集袋及び粗大ごみ収集利用券の保管、取扱店からの
発注受付、配送を行う。
- (4) 委託期間 契約締結日から令和 10 年 9 月 30 日まで
ただし、契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日までは、本業務を行う
ための準備期間とする。
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 契約方法 単価契約
- (8) 入札方法 郵便入札
- (9) 予定価格

種類	納品予定数	1 枚（1 組） あたりの単価 （円）税抜	金 額 （円）税抜
指定収集袋	8,298,000 枚	2. 3 9	19,832,220
粗大ごみ収集利用券	2,700 組	7 9 6	2,149,200
総合計			21,981,420

2.競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 桜井市契約規則（昭和 44 年桜井市規則第 3 号）第 2 条の 2 の規定に該当しないこと。
- (3) 令和 7 年度桜井市物品購入・業務委託〔Q12・Q13 委託業務〕に登録されている者。
- (4) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、桜井市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱（平成 23 年 1 月桜井市告示第 2 号）による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立て〔同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続きの申し立てを含む。〕をしていない者又は申し立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続きの申し立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申し立てをしなかった者又は申し立てがなされなかった者とみなす。

3.入札参加資格確認申請方法

この委託業務の入札に参加しようとする者は入札参加資格確認申請書（様式 1）を提出しなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書の配布

①入札参加資格確認申請書配付期間

令和 7 年 5 月 22 日（木）から令和 7 年 5 月 30 日（金）まで

②配付方法

桜井市ホームページ（<https://www.city.sakurai.lg.jp>）より申請書をダウンロードしてください。

（ホーム＞事業者向け＞入札契約など＞入札情報＞その他入札など）

※ダウンロードができない場合には、桜井市環境部環境総務課で配付します。

令和 7 年 5 月 22 日（木）から令和 7 年 5 月 30 日（金）まで

午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、土曜日・日曜日は除く）

(2) 入札参加資格確認申請書の提出

①提出方法 持参または郵送（一般書留、簡易書留または特定記録郵便に限る）

②提出期間 令和 7 年 5 月 22 日（木）から令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 5 時必着
ただし、持参の場合は、土・日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

- ③提出先 〒633-0052
桜井市大字浅古 485-1
桜井市グリーンパーク 管理工房棟 4 階 環境部 環境総務課
- ④提出書類 入札参加資格確認申請書（様式 1）、モラルに対する決意（様式 2）を各 1 部

4.参加資格の決定

- (1) 入札参加資格の確認結果は令和7年6月3日(火)に入札参加資格確認結果通知書を送付します。
 - (2) 入札参加資格があると認められた者は、以後の手続きについて本市の指示に従うものとし、指示に従わない時は入札参加資格を取り消す場合があります。
 - (3) 入札参加資格を得ることが出来なかった者は、その理由について下記の期日に説明を求めることができます。
- 欠格理由説明を要求する書類を作成し、桜井市環境部環境総務課に令和7年6月6日(金)午前9時から午後4時までの間に持参してください。令和7年6月9日(月)に欠格理由説明書を郵送にて回答します。

5.仕様書等の配付

入札参加資格があると認められた者には、仕様書等の配付を行います。
仕様書等は、送付する確認結果通知書に同封します。

6.質問書の受付及び回答

- | | |
|-----------|--|
| (1) 受付の方法 | 質問書(様式2)により、FAX(0744-45-2002)にて提出してください。
なお、FAX送信後、桜井市環境部環境総務課に質問書を提出したことを電話連絡(0744-45-2001)してください。 |
| (2) 受付期間等 | 令和7年6月6日(金)から令和7年6月11日(水)まで
午前9時から午後5時まで |
| (3) 提出先 | 桜井市環境部環境総務課 FAX: 0744-45-2002 |
| (4) 質問の回答 | 質問に対する回答は令和7年6月16日(月)に桜井市ホームページに掲載します。 |

7. 入札書の提出及び辞退

入札参加資格があると認められた者は、入札参加資格確認結果通知書に同封しています入札書を次のとおり提出してください。

- (1) 提出期間 令和7年6月19日(木)午前9時から 令和7年6月27日(金)午後5時必着
ただし持参の場合は土・日を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 提出先 〒633-0052
桜井市大字浅古 485-1
桜井市グリーンパーク 管理工房棟 4 階 環境部 環境総務課宛

(3) 提出方法

持参または一般書留、簡易書留による郵送での提出とし、提出に要する費用は、入札参加資格者の負担とします。入札書の郵送は、封筒に入れ、表側に「桜井市環境部環境総務課宛」と記載した上で、入札書在中（朱書き）の標記、並びに桜井市長 松井 正剛宛、委託業務名、開札日を記載するとともに入札参加者名を記載、押印し、上記の入札書提出期間内に環境部環境総務課に到着するように郵送または持参してください。

封書の記載方法等は別紙「郵便入札について」を参考にしてください。

(4) 留意事項

- ①入札書には桜井市指定収集袋 1 枚あたり・粗大ごみ収集利用券 1 組あたりの単価と、それぞれの納品予定枚数より総合計金額（消費税を含まない。）を算出し記載してください。
- ②指定された方法以外で提出された入札書は「無効」となります。また、入札書が受付期間内に到着しなかった場合、または提出が確認されなかった場合、入札に参加することはできません。また、すでに提出した入札書等の書き換え、引き換えまたは取り消しはできません。

(5) 辞退について

- ①入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出してください。入札を辞退することにより、後日の入札に影響することはありません。
 - ②郵送の場合は、封筒に入札辞退届を封緘して、入札を辞退することがわかるように封筒の表面に「入札辞退届在中」等を記載し、令和 7 年 6 月 27 日（金）午後 5 時までに環境総務課宛てに郵送してください。
- 持参の場合には令和 7 年 6 月 27 日（金）までに入札辞退届を持参してください。
（ただし土・日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）

8.開札

- (1) 開札日時 令和 7 年 6 月 30 日（月） 午前 9 時 00 分
- (2) 開札場所 桜井市グリーンパーク 管理工房棟 4 階 大会議室

9.落札者の決定

- (1) 落札者の決定にあたっては、各種指定収集袋ごとの予定価格を下回り、かつ総合計金額が最低額の者を落札者とします。予定価格を超える場合は失格となります。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をしたものが 2 者以上あるときは、立会人にくじを引かせて落札決定するものとします。くじを引かない者がある場合は、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。本くじに関しての立会人以外の傍聴は、これを認めません。（郵便入札は「桜井市郵便入札の概要」に準じて実施します。）

10.開札の立会い

- (1) 入札参加者のうち希望する者は開札に立ち会うことができます。（1 業者につき 1 名）

- (2) 開札の立会いを希望する者は、入札書の提出期限までに、開札立会申請書を持参または FAX にて提出してください。

【FAX:0744-45-2002 ※FAX の場合は、送信後に担当部署へ電話連絡してください。】

- (3) 開札立会人は 2 名までとし、希望者が 3 名以上の場合は、開札立会申請書の先着順で 2 名とします。
- (4) 代理人が立会いを希望される場合は、立会委任状が必要となります。開札当日に持参してください。
- (5) 開札立会人は、開札当日に開札確認書に署名及び押印が必要となるので、印章（認印可）を持参してください。（代理人が立会いする場合は、立会委任状に押印している受任者の印を持参してください。）
- (6) 開札の立会いを希望する者がいない場合は、入札事務に関係のない職員が立会い、開札を行います。
- (7) 開札結果については、全ての入札参加者に当日中に電話連絡いたします。また、入札事務終了後に桜井市役所本庁舎内閲覧場所において閲覧することができます。

11.入札の無効等

- (1) 公告に記載した競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、虚偽の申請を行った者がした入札は無効とします。
- (2) 入札参加者が入札までに入札資格を満たさなくなったときは入札に参加できません。
- (3) 桜井市契約規則（昭和 44 年 3 月規則第 3 号）第 11 条に該当する場合は無効とします。
- (4) 入札において事故が起きたとき又は、不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合があります。
- (5) 落札者が契約までに入札参加資格を満たさなくなった時は、契約の締結はできません。

12.契約の締結

- (1) 落札者と桜井市による契約の締結をします。契約書作成に要する費用については、落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、桜井市契約規則第 23 条第 1 項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

13.その他

本件入札に参加しようとする者は、この入札公告内容をよく確認し、承諾したうえで参加してください。

14.問い合わせ先

桜井市 環境部 環境総務課

〒633-0052 桜井市大字浅古 485-1

電話：0744-45-2001 FAX：0744-45-2002